

令和5年2月14日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者	遠藤 直弘
〃	重松 朋宏
〃	高原 幸雄
〃	小口 俊明
〃	藤江 竜三
〃	稗田 美菜子
〃	望月 健一
〃	石塚 陽一
〃	小川 宏美

議案の提出について

議員提出第 1 号議案

国立市議会政治倫理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

(説 明) 地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、規定の整理を行うものである。

国立市議会政治倫理条例の一部を改正する条例案

国立市議会政治倫理条例（平成29年12月国立市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の第4条第3号の地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなす。